

在していることなどがあげられる。

予算の確保

行政の施策として位置付けられるには事業の予算化が必要である。どんな小額でもいいから予算化をして事業を開始するのが望ましいが、そうでない場合はモデル事業や研究費などを申請して実績を積んでその後に予算化をめざすという方法も認められた。他の予算をやりくりしたり充当したりして実施し始めた例も認められたがその場合恒に予算化への働きかけが必要である。特に、独自事業などを予算化するためには保健所をはじめ事業関係機関が機関の上層部を含めて事業の必要性を認識している必要があり、この意味でもコンセンサス作りは重要である。

人的体制

マンパワー確保はもっとも困難な問題のひとつである。行政機関のスタッフや予算に余裕のない現状では既存スタッフの過重労働により支えられている事業も多い。この場合、ボランティアや当事者はその関係者との協働が重要である。事例の中では、ボランティアの協力、父母の協力、所内の職員の協力、実習学生の活用などの方法がとられていた。スタッフ不足への対応としてボランティアや当事者の参加は重要であるが、それが単にスタッフ不足の穴埋めとしての手間になってしまっただけでは問題である。主体性をもてるような住民参加の方向性が重要である。具体的には、事業のプランニングへの参加、住民や当事者の組織作りへの支援、サービスの受け手をボランティアとして育成する方向性有るかかわりなどが重要であろう。一方で専門家の役割も整理されておらねばならず、それがないとスタッフ不足は続くことになる。

関係機関間、所内でのコンセンサス作り

事業の推進には最も重要なプロセスである。所内のコンセンサスをつくるには、所内会議や学習会による意思統一、担当者が上司を説得すること、関係する他の課や係りに説明に回ること（できれば上司と）、先進地の視察、ニーズ調査や既存資料分析結果の共有化、スーパーバイザーのアドバイスなどが促進要因と考えられた。

所外コンセンサスをつくるには、関係機関との会議で事業の重要性を説得すること、実務担当者の会議での事業のPR、当事者組織を含め関係機関に協力要請のための説明に回ること、広報を利用した宣伝、保健所が事務局的角色を担うことが考えられた。

市町村との調整

市町村との調整は所外コンセンサスをとるための促進要因と同様の要因が関係している。事業推進のための会議を作ること、同じ会議に出席し事業の重要性について話し合うこと、事例の情報を行き来させること、保健所が研修会を開催し参加してもらうこと、勉強会や視察をいっしょに行うことなどがあげられた。

住民参加・市民参加

事業が住民参加で実施できるようになるための促進要因は、参加者が事業の企画にはいれるようにすること、事業修了者のグループ形成を促す、事業修了者をボランティアとして参加してもらう、事業の実施に一般住民の協力を広報するなどであった。

評価

評価をどのように行っているかについては、質的評価として、サービスの受け手に感想を聞く、ケースの変化（本人、家族）、保健婦の力量向上、ネットワークの広がり、事業内容の充実等、客観的評価として、事業の継続、参加者数・相談者数の増加、自主グループの結成数であった。新しい評価指標も徐々に出てきているようである。どのような条件があれば

充実した評価活動ができるかははっきりしなかった。

波及効果

波及効果としては、関係機関と関係者間のネットワークの充実、スタッフの変容、自主グループやボランティアの増加、市町村からの予算化、全国の先進地との情報交換の促進、市町村の他の既存事業の充実、他の事業の精度管理へ発展であった。より波及効果が生まれやすい条件とは上述の1) から6) が相当する。

基盤条件、保健所の機能

その他、事業がうまくいった条件とは、地域の資源の有効活用、サービス調整会議が機能していたこと、保健婦が独自で使える調査研究事業が県独自であったことなどもあげられた。

今回検討した8事例を総括すると、保健所の機能として、専門技術的機能（子どもの虐待、児童思春期精神衛生相談事業、摂食障害家族教室）、市町村支援機能（在日外国人母子支援事業、ふたごちゃんみつごちゃんわいわい教室、児童思春期精神衛生相談事業）、広域調整機能（地域療育検討会）、精度管理機能・調査研究機能（3歳児健康審査における視覚検診の有効性について）、情報機能（子どもセーフティーセンター）があげられた。これらを達成するための具体的条件が上述の検討項目にあたるわけである。

10) 事例の総括と今後の方向性

直接母子保健サービスが市町村へ委譲されても、都道府県型保健所には先駆的母子保健活動を実施している例が認められた。専門技術的機能に関連した事例は偶然かもしれないが精神保健関係の事例であった。今後精神保健事業も市町村へ委譲される方向性があるにせよ母子保健分野における精神保健的事業はまだ専門的技能を要するものも多く、しかも県レベルを含め多くの関係機関と連携を取りながら事業を展開していく必要があるので都道府県型保

健所の事業として今後も重要となってくるであろう。一方、市町村支援機能のなかには市町村が力をつけていけば実施主体が市町村に移っていくであろう事業も含まれていた。したがって保健所からみれば過渡的な事業といえるかもしれない。また、広域調整機能や精度管理・調査研究機能に関連する先駆的事业は全国でもまだ多くはないかもしれないが今後重要になってくる事業であるといえる。

今後重要になってくる事業を有効に展開していくためには、保健所のスタッフによる母子保健におけるニーズの適切な把握と市町村スタッフとの連絡調整が重要となってくる。しかし、実際の住民や事業対象者への接点がますます希薄になってくる現状ではなかなか難しい。市町村との連絡調整の会議を機能させ、その場をニーズ把握と信頼関係作りの場とするとともに市町村へ出かけていける事業を予算化していくことも求められるであろう。

**東京都 多摩川保健所
在日外国人母子支援事業**

母子保健のユニークな一押し事業

東京都多摩川保健所

事業名：在日外国人母子支援事業

対象者：母親が外国人である乳幼児とその父母（10組程度）

<p>事業の概要</p>	<p>【目的】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在日外国人母子のグループワークを通して、参加者の育児不安・孤立化の解消を図り、楽しい子育てができるよう支援を行う。 2 各種保健サービスについての情報提供や交流の場を提供する。 3 関係機関との連携・協力のもとネットワークを構築し、自主グループ化を含めた外国人母子のための地域での支援体制を整える。 <p>【実施方法及び内容等】 平成10年度</p> <p>開催日 毎月第1水曜日午前9:30~12:00</p> <p>会場 福生市保健センター</p> <p>スタッフ 保健所職員・ボランティア（保母・通訳）・市町職員</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループワークを通して交流を深めながら保健教育、育児相談、日本語での生活習慣の紹介等を行う。 ・母国語での会話の機会や日本人母子との交流を交える。 ・保健福祉情報の提供・クリスマス会・日本の行事紹介ほか 																																																
<p>開始時期</p>	<p>平成7年度から旧福生保健所において、先駆的な保健事業として事業化</p>																																																
<p>事業実施に至った き っかけ</p>	<p>当保健所管内は、在日外国人父母を持つ乳幼児の割合が他の地域より高いにもかかわらず、外国人母子（親子）の健康問題に関する相談・支援の場がほとんどなかった。地域の日本語教室の講師からも要望があった。</p>																																																
<p>実施について職場 内の合意形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成6年8月から母子カードによる在日外国人乳幼児の基礎調査を開始 ・保健所独自事業として予算化されたことに伴い所内体制のPTを設置、事業開始に向けて他自治体の関連事業見学、在日外国人に関わる法的事項の学習会開催、東京都母子保健サービスセンターの協力も得ながら関係者会議を開催することにより合意形成を行った。 ・実際の事業運営は保健サービス課母子保健担当が行うことになった。 																																																
<p>予算・人的体制・ 研究費や補助金の 有無と種類 (経年的に)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">予 算</th> <th colspan="2">人的体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成7年度</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>報償費</td> <td>267,000</td> <td rowspan="3">} 569,000</td> <td rowspan="3">通訳・心理相談員・保母・市町職員 東京都母子保健サービスセンター職員 保健所職員・学習会講師</td> </tr> <tr> <td>一般需要費</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>202,000</td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成8年度</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>報償費</td> <td>39,000</td> <td rowspan="4">} 524,320</td> <td rowspan="4">通訳・心理相談員・保母・市町職員 東京都母子保健サービスセンター職員 保健所職員・学習会講師</td> </tr> <tr> <td>一般賃金</td> <td>116,520</td> </tr> <tr> <td>一般需要費</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>268,800</td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成9年度</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>報償費</td> <td>54,400</td> <td rowspan="4">} 474,800</td> <td rowspan="4">通訳・保母・市町職員・保健所職員 東京都母子保健サービスセンター職員 ボランティア</td> </tr> <tr> <td>一般賃金</td> <td>129,600</td> </tr> <tr> <td>一般需要費</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>220,800</td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成10年度</td> <td></td> <td>0</td> <td>保健所職員・ボランティア・市町職員</td> </tr> </tbody> </table>	予 算		人的体制		平成7年度	<table border="0"> <tr> <td>報償費</td> <td>267,000</td> <td rowspan="3">} 569,000</td> <td rowspan="3">通訳・心理相談員・保母・市町職員 東京都母子保健サービスセンター職員 保健所職員・学習会講師</td> </tr> <tr> <td>一般需要費</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>202,000</td> </tr> </table>	報償費	267,000	} 569,000	通訳・心理相談員・保母・市町職員 東京都母子保健サービスセンター職員 保健所職員・学習会講師	一般需要費	100,000	役務費	202,000			平成8年度	<table border="0"> <tr> <td>報償費</td> <td>39,000</td> <td rowspan="4">} 524,320</td> <td rowspan="4">通訳・心理相談員・保母・市町職員 東京都母子保健サービスセンター職員 保健所職員・学習会講師</td> </tr> <tr> <td>一般賃金</td> <td>116,520</td> </tr> <tr> <td>一般需要費</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>268,800</td> </tr> </table>	報償費	39,000	} 524,320	通訳・心理相談員・保母・市町職員 東京都母子保健サービスセンター職員 保健所職員・学習会講師	一般賃金	116,520	一般需要費	100,000	役務費	268,800			平成9年度	<table border="0"> <tr> <td>報償費</td> <td>54,400</td> <td rowspan="4">} 474,800</td> <td rowspan="4">通訳・保母・市町職員・保健所職員 東京都母子保健サービスセンター職員 ボランティア</td> </tr> <tr> <td>一般賃金</td> <td>129,600</td> </tr> <tr> <td>一般需要費</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>220,800</td> </tr> </table>	報償費	54,400	} 474,800	通訳・保母・市町職員・保健所職員 東京都母子保健サービスセンター職員 ボランティア	一般賃金	129,600	一般需要費	70,000	役務費	220,800			平成10年度		0	保健所職員・ボランティア・市町職員
予 算		人的体制																																															
平成7年度	<table border="0"> <tr> <td>報償費</td> <td>267,000</td> <td rowspan="3">} 569,000</td> <td rowspan="3">通訳・心理相談員・保母・市町職員 東京都母子保健サービスセンター職員 保健所職員・学習会講師</td> </tr> <tr> <td>一般需要費</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>202,000</td> </tr> </table>	報償費	267,000	} 569,000	通訳・心理相談員・保母・市町職員 東京都母子保健サービスセンター職員 保健所職員・学習会講師	一般需要費	100,000	役務費	202,000																																								
報償費	267,000	} 569,000	通訳・心理相談員・保母・市町職員 東京都母子保健サービスセンター職員 保健所職員・学習会講師																																														
一般需要費	100,000																																																
役務費	202,000																																																
平成8年度	<table border="0"> <tr> <td>報償費</td> <td>39,000</td> <td rowspan="4">} 524,320</td> <td rowspan="4">通訳・心理相談員・保母・市町職員 東京都母子保健サービスセンター職員 保健所職員・学習会講師</td> </tr> <tr> <td>一般賃金</td> <td>116,520</td> </tr> <tr> <td>一般需要費</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>268,800</td> </tr> </table>	報償費	39,000	} 524,320	通訳・心理相談員・保母・市町職員 東京都母子保健サービスセンター職員 保健所職員・学習会講師	一般賃金	116,520	一般需要費	100,000	役務費	268,800																																						
報償費	39,000	} 524,320	通訳・心理相談員・保母・市町職員 東京都母子保健サービスセンター職員 保健所職員・学習会講師																																														
一般賃金	116,520																																																
一般需要費	100,000																																																
役務費	268,800																																																
平成9年度	<table border="0"> <tr> <td>報償費</td> <td>54,400</td> <td rowspan="4">} 474,800</td> <td rowspan="4">通訳・保母・市町職員・保健所職員 東京都母子保健サービスセンター職員 ボランティア</td> </tr> <tr> <td>一般賃金</td> <td>129,600</td> </tr> <tr> <td>一般需要費</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>220,800</td> </tr> </table>	報償費	54,400	} 474,800	通訳・保母・市町職員・保健所職員 東京都母子保健サービスセンター職員 ボランティア	一般賃金	129,600	一般需要費	70,000	役務費	220,800																																						
報償費	54,400	} 474,800	通訳・保母・市町職員・保健所職員 東京都母子保健サービスセンター職員 ボランティア																																														
一般賃金	129,600																																																
一般需要費	70,000																																																
役務費	220,800																																																
平成10年度		0	保健所職員・ボランティア・市町職員																																														

<事例紹介>

保健所名：東京都多摩川保健所

事業名：在日外国人母子（親子）支援事業

事業紹介：平成7年度の旧福生保健所で、独自事業としてスタートする。

目的：各種保健サービスの情報提供と交流の場作り

対象：0～3歳程度の乳幼児と母親が外国人の父母（10人程度）

開催日：毎月第2水曜日午前9時30分から12時

会場：羽村市保健相談所（平成7、8年度は旧福生保健所）

スタッフ：保健所職員、母子保健サービスセンター職員（保健婦、心理職）

羽村市職員、保母、通訳、

内容：資料参照

<事例の分析>

検討項目	促進因子	阻害因子と解決方法
ニーズ把握と事業開始のきっかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・横田基地を抱えているため、従来から外国人母子は多かったが、相談・支援の場がほとんどなかった。 ・H6年度に在日外国人乳幼児の基礎調査を実施し現状を把握した。父母が外国人の児 273人（対象児の4.3%）、両親又は母親が外国人の児 121人、現在は更に増加している。 ・日本語教室の教師からの要請 	
予算の確保	平成7年度に、東京都から先駆的独自事業として3年間予算（50万円程度/年）がついた。	事業終了とともにH10、11年は予算なしで運営している。（需用費対応、所内カンパ、会費徴収等） ↓ 予算化が必要
人的体制	<ul style="list-style-type: none"> ・運営は母子保健係りが担当し、事務職員協力 ・通訳は日本語教室の講師 ・保母は青梅市のボランティアセンター依頼 ・開催市の保健婦 	出張事業←所内職員の協力 ←実習学生の参加 年度途中での通訳の交替 ↓ 出来れば複数人確保か雇い上げ
コンセンサスづくり	<所内> 旧福生保健所時代（H7、8年） <ul style="list-style-type: none"> ・在日外国人乳幼児の基礎調査実施 ・先進地の視察（川崎保健所） ・法的事項についての学習会 多摩川保健所（H9年以降） <ul style="list-style-type: none"> ・事業の引継に当たり、所内会議（母子保健担当、事務職員）開催し、意思統一をはかる ・所内にプロジェクトチーム設置 ・旧福生保健所での実施担当保健婦が現保健所にいた <所外> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健連絡協議会で事業紹介 ・市町の実務担当者会議等で事業の案内とチラシでPR ・保健所だよりの事業案内欄に掲載 	旧福生保健所からの引き継ぎ事業 ↓ 継続に当たっては首長以下保健所全体の合意と支持が必要 日本語理解困難者

検討項目	促進因子	阻害因子と解決方法
市町村との調整	<ul style="list-style-type: none"> ・市の保健婦の参加と参加対象者を紹介 ・市職員のボランティア参加 	<p>実施会場の変更（会場の市の変更）→対象者に個別連絡</p> <p>対象母子の把握困難→市保健婦から紹介、口コミ</p>
市民参加	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者が事業の実施計画を協議し企画 ・日本人母子の参加（ボランティア） 	
評価	<p><受け手の感想></p> <ul style="list-style-type: none"> ・こんな場があつてうれしい。楽しい。 ・日本文化、習慣を知れた ・日本料理の講習が好評 <p><客観的評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・5市町のうち1町で自立グループ結成されつつある（参加した先輩外国人の中にリーダーシップを発揮出来る人が育っている） ・口コミでの参加者もいる ・母国語で話せる場を提供できた 	<p>国民性の相違が大きい→自主グループ結成は国民性や文化を尊重して</p> <p>スタッフの力量不足→通訳や先輩母親の活用、研修</p>
波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の病院勤務助産婦の見学 ・日本語教室講師の参加 ・ボランティアセンター、国際交流協会等関連機関との連携 ・李節子編「在日外国人の母子保健」に紹介 	
今後の方針	<p>1. 継続的な予算の確保 保健所単独の事業というより、市町支援事業、モデル事業の要素が強いことから、市町との拠出分担等で予算化する事が必要である。（現在予算のないところで実践されている）</p> <p>2. 将来的には当該市町の事業への方針でモデル事業として位置づける。</p>	
保健所機能	<p>東京都においては、母子保健サービスセンターにおいて「在日外国人母子保健」が医療従事者への研修、国際育児相談事業、英語による両親学級等がモデル事業等として始められた。このような背景のもと保健所での在日外国人母子の支援事業が開始されている。在日外国人母子の問題は、在日外国人が持つ問題を切り離しては考えられない。そのため、上記に述べたような同一組織間からの専門的・高度な支援・連携が比較的受けられ保健所で事業を開始するのは妥当である。しかし、地域に密着した支援を継続的にという点でみると市町での実施が最適といえる。すべての市町で実施するにあたり、どのように組み立て、独自性をどのように出していくか等、この事業開始に向けての準備や成果が活用できる。また、実施にあたっては保健所の専門的支援を得ることが可能である。そういう意味でモデル開発事業である。</p> <p>自主グループ育成に向けては、まだそのモデル化が示されていないので今後に期待したい。同時に、関係者の発言にもあったように、在日期間による支援のあり方、通過点としての妊娠期（母親学級等）との関連なども、広域的な取り組みとしてモデル化してほしと考える。</p>	

在日外国人母子支援事業実施計画（平成 11 年度）

東京都多摩川保健所

《目 的》

- 1 在日外国人母子のグループワークを通して、参加者の育児不安・孤立化の解消を図り、楽しい子育てができるよう支援を行う。
- 2 各種保健サービスについて、情報提供や交流の場を提供する。
- 3 関係機関との連携・協力のもとネットワークを構築し、外国人母子のための地域での支援体制を整える。

《概 要》

【背景】

当保健所管内は、在日外国人父母を持つ乳幼児の割合が他の地域より高いにもかかわらず、外国人母子（親子）の健康問題に関する相談・支援の場がほとんどなかった。平成 7 年度からは旧福生保健所において、先駆的な保健所事業として「在日外国人母子（親子）支援事業」を実施した。

10 年度は予算措置のないまま独自事業の成果と教訓を活かし、保健所職員やボランティアの協力を得て本事業を実施している。

【保健事業としての位置づけ】

本事業は外国人の情報を得やすい身近な行政機関が実施するのが最善と考えられるが、①利用者の人数等から広域を対象に事業を展開した方が効果的であること、②保健所活動としての在日外国人支援は、先駆的・モデル的事业であること、などに鑑み、地域の外国人支援対策の一環として事業に取り組んで行く。

【保健所支援のアプローチの方法】

- (1) 来日間もない外国人母子が対象。情緒不安も高くグループ活動に参加できるだけの気持ちの余裕もエネルギーもない母親への支援。⇒ 個別対応
- (2) 問題を共有できて、一定のプログラムによって必要な情報を得られたり、仲間同士安心して集い、交流できる場の提供。⇒ グループワーク
- (3) 地域に根ざした自主グループ育成への支援。⇒ 地区組織活動

【実施方法及び内容等】

対 象	母親が外国人である乳幼児（3歳児まで）とその父母（10組程度）
開 催 日	毎月第1水曜日午前9:30～12:00
会 場	福生市保健センター（予定） 【出張事業】
スタッフ	保健所職員・保母・通訳・ボランティア・市町職員
内 容	グループワークを通して交流を深めながら保健教育、育児相談を行う。⇒ 母国語での会話の機会や日本人母子との交流を交える。保健福祉情報の提供・クリスマス会・日本の行事紹介ほか

《 予 算 》

節	金額	主 な 内 訳
報 奨 費	408,000	保母 @ 9,000 × 2 人 × 12 月 = 216,000 通訳 @ 8,000 × 2 人 × 12 月 = 192,000
一般需要費	25,000	教材費、調理実習等 25,000
役 務 費	9,600	郵券 @ 80 × 10 人 × 12 月 = 9,600

平成11年度事業計画書（一次）

様式1

（事業名）東京都母子保健事業

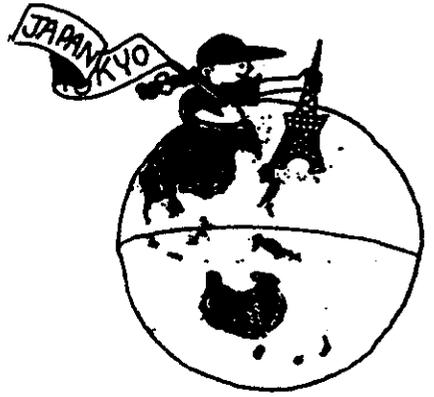
多摩川保健所（西多摩 圏）

事項	施策目標（基本的考え方）	現状及び問題点	今後の方向及び施策展開の手順	11年度計画
在日外国人 母子支援事業 【地域母子 保健事業】	1 育児不安、孤立化が懸念される在日外国人母子に対して、保健サービスについての情報や交流の場を提供することにより、安心して地域で子育てができる。 2 関係機関との連携、協力のもとにネットワークをつくり、地域での支援体制を構築する。 3 将来的には市町村主体事業へ、さらに自主グループへの発展を目指す。	1 在日外国人の出産、育児にあたっては、言語や生活習慣の違いから、必要以上の困難が生じている。 2 当保健所管内は在日外国人を父母に持つ乳幼児の割合が他の地域より高い。 3 在日外国人母子の健康問題に関する相談支援の場がほとんどない。 4 本事業は平成7年度に旧福生保健所に おいて3年間の独自事業として始まり、平成9年度は多摩川保健所で継続して事業を行った。 10年度は規定の保健婦の地域活動の中で対応を図っている。 当分の間は、将来的に市町村の主体的な事業として橋渡しができるよう、本事業を当保健所の市町村支援の一環として継続する必要がある。	1 月1回のグループワークを通して交流を深めながら保健教育、育児相談を実施し、母国語での会話の機会や日本人母子との交流を交える。（クリスマス会、日本の行事紹介） ・対象 母親が外国人である乳幼児とその母親（10組程度） ・開催日 毎月第1水曜日の午前9：30～12：00 ・会場 福生市保健センター；出張事業 ・スタッフ 保健所職員、通訳、保母 2 市町村はじめ各関係機関の協力要請をする。	報償費 408,000 保母 @9,000×2人× 12ヶ月=216,000 通訳 @8,000×2h×12 月 =192,000 一般需用費 25,000 教材 調理実習 等 役務費 9,600 会計送付 @80×10人×12月

事業名	在日外国人母子（親子）支援事業								
事業区分	終了（開始平成7年度）	問い合わせ先	保健サービス課保健指導係 松井						
背景と目的	<p>1 当保健所管内は、在日外国人父母を持つ乳幼児の割合が他の地域より高いにもかかわらず、外国人母子（親子）の健康問題に関する相談・支援の場がほとんどなかった。</p> <p>2 在日外国人母子（親子）に対して各種保健サービスについての情報提供や交流の場づくりを目的とした育児支援の先駆的事业として、平成7年度から本事業を開始した。</p> <p>3 過去2年間、参加者の育児不安・孤立化の解消を図り、楽しい子育てができるよう外国人母子の支援を行ってきた。今年度は本事業の最終年度として、参加者の自立を目標に日本人母子との交流を深めたり、各関係機関との協力連携を図り自主グループ化を目指す。併せて、これまでの本事業の成果と教訓を活かし、母子保健事業の市町村移管に伴う保健所・市町村の役割分担等を含め、在日外国人母子（親子）支援のあり方をまとめることを目的とした。</p>								
事業内容	<p>1 対象：0～3歳程度の乳幼児と母親が外国人の父母（10組程度）</p> <p>2 開催日：毎月第2水曜日午前9：30～12：00</p> <p>3 会場：羽村市保健相談所（出張事業） ※ 7～8年度は旧福生保健所で開催</p> <p>4 スタッフ：保母・通訳・母子保健サービスセンター及び保健所職員・心理職（7～8名）</p> <p>5 取り組みの状況及び内容</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">平成7年度</th> <th style="width:33%;">平成8年度</th> <th style="width:33%;">平成9年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>◎事業開始にあたってPT設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎保健所の関連事業見学等情報収集 ・母子カードからの対象者選定 ・市町、保育所等関係機関への協力依頼 </td> <td> <p>◎事業継続に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人母子との交流の促進 ・主体的な参加、自主的活動の促進 ・関係者の学習会開催（在日外国人の法的基本事項等） </td> <td> <p>◎最終年度にあたるため、自主グループ活動ができるよう自立化に向けて事業を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーダーの育成 ・日本人母子との交流を深め、地域に根づいたグループ活動を目指す。 ・市町や関係団体との連携・協力のもと、グループの活性化を図る。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>6 プログラム概要：身体計測・親子遊び・離乳食とおやつ・保健教育・育児相談・クリスマス会・日本の行事紹介（雛祭り・七夕・正月etc.）・各国お国自慢</p> <p>7 関係機関との連携：今年度は市の保健婦の事業参加も増え、対象母子を紹介された。また、地域の助産婦の見学を受けたり、保育のボランティアを導入した。</p>			平成7年度	平成8年度	平成9年度	<p>◎事業開始にあたってPT設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎保健所の関連事業見学等情報収集 ・母子カードからの対象者選定 ・市町、保育所等関係機関への協力依頼 	<p>◎事業継続に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人母子との交流の促進 ・主体的な参加、自主的活動の促進 ・関係者の学習会開催（在日外国人の法的基本事項等） 	<p>◎最終年度にあたるため、自主グループ活動ができるよう自立化に向けて事業を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーダーの育成 ・日本人母子との交流を深め、地域に根づいたグループ活動を目指す。 ・市町や関係団体との連携・協力のもと、グループの活性化を図る。
平成7年度	平成8年度	平成9年度							
<p>◎事業開始にあたってPT設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎保健所の関連事業見学等情報収集 ・母子カードからの対象者選定 ・市町、保育所等関係機関への協力依頼 	<p>◎事業継続に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人母子との交流の促進 ・主体的な参加、自主的活動の促進 ・関係者の学習会開催（在日外国人の法的基本事項等） 	<p>◎最終年度にあたるため、自主グループ活動ができるよう自立化に向けて事業を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーダーの育成 ・日本人母子との交流を深め、地域に根づいたグループ活動を目指す。 ・市町や関係団体との連携・協力のもと、グループの活性化を図る。 							
自己評価	<p>9年度は、開催場所の変更、出張事業化、通訳の年度途中の交替などの悪条件が重なった。しかし3年目ということで、市の保健婦が事業に参加し、外国人母子を紹介してくれたり、参加者が自ら外国人母子を勧誘したり、日本人母子との交流の機会が増え相互理解が深まるなど一定の成果が見られた。ただ、自主グループ結成には至らなかった。</p> <p>参加者の自立促進に関しては、参加者の入れ代わりや地理的な制約、国民性の違いなどいくつかの課題が見えてきた。外国人母子、特に様々な配慮を要する来日間もない母子がいつでも相談したり交流できる場がない現在、ある時期、外国人母子が必要とする「場」を提供するという意味で、通過点としての本事業を行政が実施する意義は大きい。</p> <p>先駆的事业としての独自事業は終了するが、次年度以降は、3年間の経験を活かし、新しい保健所の広域的・専門的な機能、市町村支援の一環として、本事業を、よりきめ細かい日常活動（地区活動）のなかで発展させたい。</p> <p>特に今後は、国際交流協会やボランティアセンター等関係団体の協力を得ながら、地域の協力体制を整え、将来的には市町の主体的事業として定着できるよう橋渡しを行ってきたい。</p> <p>自主グループ化についても同様に、地域の関係団体との連携協力を図りながら地域に根ざしたグループ育成を目指すとともに、外国人母子支援を通して地域のネットワークづくりを目標に、国際社会にふさわしい健康なまちづくりの意義を考えていきたい。</p>								

事業名	『健康なまちづくりへの新たな発展』		
事業区分	継続（開始平成8年度）	問い合わせ先	地域保健推進室（川崎 卓）
背景と目的	<p>【背景】 ①健康づくりの新たな潮流、②地域保健法の全面施行（「基本指針」）、③健康づくり戦略書「東京ヘルスプロモーション」の策定</p> <p>【長期目標】 ヘルスプロモーションの視点から、住民参加を主軸とする市町村単位の「健康なまちづくり」を推進（市町村支援）し、これらのネットワーク化を通して「戦略書」の豊富化、地域（圏域）からの「健康都市東京実現」の具体化を目指す。</p> <p>【今年度の到達目標】 — 「新たな発展」から「次なる発展」をめざして —</p> <p>平成8年（初年）度の奥多摩町における「健康なまちづくり」支援の成果を踏まえ、</p> <p>(1)奥多摩町への支援をさらに充実する。</p> <p>(2)奥多摩町に続き、管内の支援対象重点地域（市町）をさらに1か所拡大する。</p> <p>(3)秋川保健所と協働し、「西多摩健康フェスタ'97」を開催して西多摩圏域における「健康なまちづくりネットワーク」の具体化に着手する。</p>		
事業内容	<p>(1)奥多摩町への支援（旧保健所からの継続・発展）</p> <p>①「健康まつり」と「ふれあいまつり」への参加・協力（旧保健所からの継続）</p> <p>②保健推進員の地区健康学習会への参加・協力（旧保健所からの継続）</p> <p>③保健推進員再研修への協力（新規、年度内に実施予定）</p> <p>(2)管内の支援対象地域の拡大（新規・今後への芽出し）</p> <p>①管内5市町の健康まつりへの参加・支援（旧保健所・保健相談所からの継続）</p> <p>②羽村市等の健康推進員活動支援の条件整備（新規）</p> <p>(3)関係機関・団体、推進員等を主対象に「西多摩健康フェスタ'97」の開催（新規）</p> <p>①基調講演（「ともに広げる地域の健康づくり」 講師：星 旦二都立大助教授）</p> <p>②「健康づくりと住民参加」等4分科会と「暮らしの中の水を考える」等展示ブース</p>		
秋川保⇒ 健所と の協働	<p>(1)について — 特に保健推進員再研修への足掛かりはできたが、今後は再研修カリキュラムの体系化による各職種の関わり強化、町の計画や保健推進員活動支援につながる保健婦等の地区活動の展開、健康づくり推進協議会の強化等が課題として残った。</p> <p>(2)について — 羽村市や瑞穂町の健康まつりを通して健康推進員との新たな出会い、推進員活動への支援に関して市町関係者との意見交換等、対象地域の拡大に向け一定の働きかけはできたが、支援の具体化が課題として残った。</p> <p>(3)について — ①新しい保健所の広域的・専門的機能の一環として、地域保健推進室が核となり圏域内の2保健所が全所体制で協働し、所内の活性化になった、②地域保健医療計画推進協議会と保健所運営委員会のメンバーを中心とする実行委員会が組織された、③圏域内8市町村の首長をはじめ健康推進員等関係者を中心とする300名近い参加者に、基調講演等を通じて「健康なまちづくり」のイメージを明らかにし、「ヘルスプロモーション」を唱導できた、④市町村の枠を越えて、健康づくり推進員や関係者による生きた情報交換と経験交流ができた、⑤フェスタの成果をまとめ、その波及効果を目指して報告書の作成・配布ができた、⑥健康都市東京の実現に向けた地域からの具体的な仕組みづくりに着手し、ネットワークへの足掛かりができた、等の成果をあげた。</p> <p>今後は、①次年度以降のフェスタの継続・発展、②各分科会等で出された諸問題への日常的な取組、③各市町村における住民主体の健康なまちづくりの推進、④健康なまちづくりを地域保健医療計画のなかで体系化し、保健所の日常活動とも連動させる、⑤衛生局、東京都健康推進財団、健康づくり都民会議等との連携強化、等が課題である。</p>		
自己評価			
事業内容の(1)~(3)に沿って			

ざい にちがい こくじん こそだ
在日外国人子育てグループのご案内



小さいお子様をお持ちの外国人のお母様の子育てグループです。
 子育て、日本での生活習慣など一緒に学んだり、お互いの体験を話し合い、
 楽しいひとときを過ごしませんか。皆様のご参加をお待ちしています。

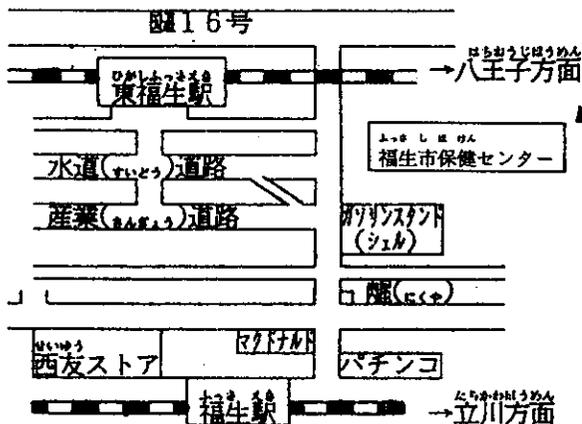
- 1 対象 : 0歳～3歳ぐらいのお子様と父母
- 2 開催日 : 毎月第1水曜日
- 3 場所 : 福生市保健センター (福生市福生2125の3)
- 4 受付時間 : 9:30～9:50までにおいでください。
- 5 活動内容 : 10:00～11:30

てあそ ばな ともちつく
 手遊び・※お話し・友達作り

※お話し内容		15分程度		
1998年	4月 8日 (水)	仲良くしましょう	※4月のみ福生市福祉センターでおこないます。	
	5月 6日 (水)	保健婦のはなし		
	6月 3日 (水)	歯のはなし		
	7月 1日 (水)	七夕かざり・日本人母子との交流		
	8月 5日 (水)	食品のはなし		
	9月 2日 (水)	予防接種について		
	10月 7日 (水)	菜の知識		
	11月 4日 (水)	ペットの飼い方		
	12月 2日 (水)	クリスマス会・日本人母子交流		
	1999年	1月 6日 (水)	環境のはなし	
		2月 3日 (水)	離乳食・幼児食のはなし	
		3月 3日 (水)	ひなまつり・日本人母子交流	

- 6 費用 : 300円程度
- 7 申し込み : 電話で予約をしてください。
- 8 連絡先 : 多摩川保健所

保健婦 ☎ 0428-22-6141



JR青梅線 福生駅 下車 徒歩8分
 JR八高線 東福生駅 下車 徒歩3分

多摩市 多摩東村山保健所
子どもの虐待

◎子どもの虐待事業まとめ（多摩市東村山保健所）

宮里和子

地域保健法に示された新たな保健所の機能のうち、多摩市東村山保健所の事例は次の点について、保健所としての専門的および技術的支援機能を果たしていた。

子どもの虐待事業を保健所の専門的および技術的支援として位置づけ、専門医・心理相談員・保健婦がプロジェクトチームを組んで専門相談、事例検討会および関係者連絡会を通して事業の推進がはかられ、次のように評価されている。

1. 専門相談における評価

- ① 関係スタッフや保健婦は、虐待について基本的な視点ができつつある。虐待が明確でない相談にも、専門相談があることで、今まで以上に自信を持ち積極的に相談に取り組むことができた。
- ② 専門相談を利用した関係スタッフ・保健婦を通じ市・保育園関係からも相談が入って、「専門相談」が新たなネットワーク形成の場になった。

2. 事例検討会および関係者会議における評価

- ① 関係スタッフが虐待者への見解など共通認識ができた。特に複雑な虐待事例のため児童相談所との連携は欠かせず、その後のネットワークもより一層構築しやすくなった。
- ② 1事例を継続したことにより、危機的状況の際にスタッフが問題をすぐに共有でき同じスタートラインにたって支援できた。

地域には多くの虐待事例があり関係者はそれぞれ試行錯誤しながら活動していると思われる。今後多くの関係者と地域ぐるみの展開が望まれる。

母子保健のユニークな一押し事業

東京都多摩東村山保健所

独自事業 子どもの虐待 その発見と初期対応及び精神保健面からのアプローチ
 対象者 子どもの虐待に悩む家族及び関係者

事業の概要	別紙参照
事業の開始時期	1998年4月 実質の事業は5月から
事業実施に至ったきっかけ	1997年度から母子事業の大半は市町村に移管された。しかし移管前からの困難事例は保健所が継続フォローしていた。保健所の体制が変わることにより一人の保健婦の仕事量と責任が大きくなり、困難事例への対応が個人の管理に任せられることも多かった。虐待はより専門的な対応が要求されるため保健婦の資質を上げていく必要があり他のスタッフとの連携がより重要であった。
実施についての職場内の合意形成	「独自事業」として保健婦から提案 所内でプロジェクトを作り検討し、実質運営は保健婦がすることになる。
予算・人的体制・研究費や補助金の有無と種類（経年的に）	<p>予算 保健所独自事業予算</p> <p>報償費 @13,700×4×2=109,600</p> <p>一般賃金 @16,600×4=66,400</p> <p>役務費 @80×100=8,000</p> <p>実際は独自事業の予算のみでは不足であるため精神保健福祉事業サービス調整推進会議の予算を充当している。</p>
対象者の把握及び選定法	市・保育園・保健所の電話相談・近隣からの通報・家庭訪問・病院ケースワーカー、などからあがってくる相談に対処。選定はしていないが、関係スタッフが初回相談時点で虐待の視点を学習していないと専門相談まで結び付けられない。

子どもの虐待 その発見と初期対応

北多摩北部保健医療圏 多摩東村山保健所

事業区分	新規	問い合わせ先	保健サービス課保健指導係 加藤順子
------	----	--------	-------------------

背景と目的

近年、女性の社会進出、核家族の増加、少子高齢化の進展等に伴って地域社会・家族基盤が変化している。このような中で子育てに不安・困難を感じる親連が多くなっており、子どもに対する虐待が増加している。また摂食障害、不登校などの問題も増加傾向にあり、保育関係者・民生委員等からの相談も増えている。

保健所としても、子どもの虐待について①その役割を明確化すること、②事例検討等を通して、その具体的な対応について習熟すること、③関係機関とのネットワークを構築すること、を目指す必要がある。

事業内容

1. 虐待問題スーパーバイザーによる専門相談
相談に関わる関係者（市の保健婦・保育園保母・保健所保健婦など）や虐待者や家族の一員の相談を実施。
医師・保健婦・心理相談員が交代でスーパーバイズにあたった。
2. 事例検討会
多くの問題を抱えている虐待の一家族を継続支援しながら、同時に定期的に検討会を開催し、援助方針・役割分担等を検討した。
3. 関係者連絡会
事例検討会で連携を深めている関係者の所属機関及び虐待問題の関係者によるネットワークの拡大会議を行った。

独自事業と関連して

児童虐待問題の理解と対応技術の向上を目的にして関係機関職員向けの研修を計画調整係が実施した。（2年継続）

自己評価

1. 専門相談における評価
 - ① 関係スタッフや保健婦は、虐待について基本的な視点ができつつある。虐待が明確でない相談にも、専門相談があることで、今まで以上に自信を持ち積極的に相談に取り組むことができた。
 - ② 専門相談を利用した関係スタッフ・保健婦を通じ市・保育園関係からも相談が入って「専門相談」が新たなネットワーク形成の場になった。
 2. 事例検討会および関係者会議における評価
 - ① 関係スタッフが虐待者への見解など共通意識ができた。特に複雑な虐待事例のため児童相談所との連携は欠かせず、その後のネットワークもより一層構築しやすくなった。
 - ② 一事例を継続したことにより、危機的状況の際にスタッフが問題をすぐに共有でき同じスタートラインにたって支援できた。
- 地域には多くの虐待事例があり関係者はそれぞれ試行錯誤しながら活動していると思われる。今後多くの関係者と地域ぐるみの展開が望まれる。

関係機関への協力要請	広報等はまったく利用せず、年に一回実施した。(他の係)虐待講演会や保健婦との連絡会で説明PRした。
事業の実施計画	保健婦・独自事業プロジェクト
実施できた促進要因	虐待があらゆるところで問題になっていること。 所内の理解があったこと。 保健婦の相談事業をまとめ問題を明確にした。 独自事業予算(地域保健活動)が組まれていること。
阻害要因とその克服	虐待に関わる機関内での他に相談しない封建制 虐待問題についての社会的認識の甘さ 広報・活動の啓蒙(問題解決後の健康な人々の増加による効果)
サービスの受け手の感想	・専門相談を利用する関係スタッフは虐待の基本的視点が出来つつある。 ・家族は自分がこれから向かう問題に気づきつつある。 ・ネットワークの機関はホールドされた安心感ができている。
担当者の感想	保健所の果たす役割が明確になり、利用者から安心と信頼が得られることが大切と考えられる。
取り組みについてのPR	同一医療圏の保健所には知らせた。 市・関係者連絡会、虐待講演会事例検討会等には知らせたが、広報はしていない。
事業効果客観的な評価指標	相続継続ケースの変容 関係スタッフの変容
反響や波及効果	相談者(関係スタッフも含め)が自信をもって支援継続できる。 関係機関で、事例を共有でき同じスタートラインにたって支援できた。 (ネットワークの構築)
今後の課題	保健所の仕事として位置づける。 11年度は、虐待者のグループワークを定例で行いたい。

1. 専門相談

原則として月1回の予約制で実施。平成10年5月から平成11年1月までの相談事例数は、実数15例・延数21例（内継続相談4例）である。被虐待児の年齢幅は4ヶ月児から10歳児であった。

相談の場に、児の家族（虐待者・被虐待者を含む）・親戚が3事例登場し、関係者が参加したのは、5事例である。いずれのケースも、事前に地区担当保健婦が情報集約・問題整理しながら、必要な関係機関と連絡をとり、専門相談の利用へと至っている。

相談後は、各事例共、スーパーバイザーからのアドバイスを基にした援助が展開されている。

事例	主たる相談者	相談の内容・ケースの問題	
事例1	児の叔母	親からの暴力・暴言を受け、食事も与えられない。時折、児が叔母宅に逃げ込んでくる。	
事例2	児の母	虐待の母自身が、カウンセリングを希望（継続3回）	
事例3		夫が、長女に暴言・暴力を行う。母がかばうと、更に状況悪化する。（継続3回・被虐待児も来所）	
事例4	保健所保健婦	福祉事務所の職員から「分裂病の母が治療中断にて、児を傷つけたり、夜遅くまで外を連れ歩いたりしている。」と相談あり。（継続2回）	
事例5		病院ケースワーカーから「児は喘息発作の為入院中。外泊する度に外傷を受けている。」と相談あり。	
事例6		近隣者から「親から子どもがひどく怒られている」と電話相談が入る。どう対応すれば良いか。	
事例7		障害児の母から「子どもを施設に入れたい。子どもが可愛くない」と強い分離希望を訴える相談あり。	
事例8		母は喘息・自律神経失調症あり。児も心臓障害あり。母の体調次第で子どもにあたる状況が続いている。	
事例9		子どもグループに参加している児に対する母の態度に目に余るものあり。	
事例10		事例検討会のケース。虐待者が被虐待者として施設入所していた頃の状況を確認。	
事例11		市保健所から「1.6歳検診に来た児の発達や母の様子に不安を感じる。」と対応について相談あり。	
事例12		近隣者から「両親で子どもを虐待しているようだ。」と相談あり。	
事例11		市の保健婦	1.6歳検診に来た事例。虐待ではないか。（2回目の相談）
事例13			母が長女に暴力を振るう。長男の3歳児検診児にどうアプローチしたらよいか。
事例14			1.6歳検診で、あざ・体重増加不良・発達遅滞のあったケース。虐待している母から「相談の場が欲しい」といわれている。
事例15	保育所の職員	離婚した父が児と母に暴力を振るう。母は児をかばいきれない。	
事例13		園との連絡帳に、母が児に暴力を振るう内容あり。どう対応すれば良いか。（2回目の相談）	

2. 事例検討会・関係者連絡会

以前から関係者連絡会を実施していたが、虐待者本人の生活・知的能力や虐待について意見が分かれていた。そのため虐待問題のスーパーバイザーを迎え、事例に関わる各部署の担当者による「事例検討会」を計画した。更に幅広いネットワーク構築を目指し、その周辺の関係者にも参加を呼びかけ「関係者連絡会」を実施した。

[事例概要]

本人は6才、3才、1才の女兒を持つ29才の母親。実父に17才時に性的虐待を受け、施設に保護された。19才時に同施設の現在の夫と知り合い同棲し結婚。本人と夫は知的遅れが有り、特に知的遅れの有る長女に暴力を振るう。本人は家事育児能力にも問題が有ると思われ、次女三女にも栄養愛情刺激不足による発達の遅れがあると考えられた。また、本人には実父から子ども達の前で性的関係を迫られる状況が続いている。

	参加関係者	討議内容	確認事項
事例検討会 7/15	スーパーバイザー 市障害福祉課 市保健婦 市障害児通園施設 障害者通所施設 保健所保健婦 独自事業プロジェクトメンバー	・情報の共有 ・夏休みの支援体制 ・子どもの安全確保	・本人は性的虐待をうけた人であること ・長女は虐待を受けている また性的虐待を受ける可能性もある ・夏休みを機に一時保護を考える
事例検討会 8/25	スーパーバイザー 児童相談所 市障害福祉課 市障害児通園施設 障害者通所施設 保健所保健婦	・3人の子どもの今後のフォロー ・本人のフォロー	・子どもに関わる人と本人に関わる人は分ける ・問題が顕在化した時に、施設で保護していく方向で関わる ・虐待の記録・写真を残す
関係者連絡会 10/9	スーパーバイザー 子どもの主治医 児童相談所 市障害福祉課 市障害児通園施設 障害者通所施設 民生委員 主任児童員 保健所保健婦	・主治医との連携 ・長女の就学に向けての支援体制 ・本人の近況と課題	・就学に向け主治医母子相談員の援護 ・学童クラブ・学校と連携 ・本人実父からの性虐待への対応 ・生活面の支援（清潔や経済面の相談） ・本人のメンタルケア
事例検討会 11/24	スーパーバイザー 市障害福祉課 市障害児通園施設 障害者通所施設 主任児童員 保健所保健婦	・本人が保護されていた施設の元職員から経過と状況を聞く。 ・冬休みの対策	・経済・性・虐待の問題を抱える家族である。 ・本人夫婦が性虐待へ取り組む（弁護士に相談） ・児童の冬休みのバックアップ